

4. 令和8年度 審議会年間計画(予定)

回数 時期	事務局の任務 (PDCA の役割)	審議会の任務 (PDCA の役割)
第1回 6月頃	前年度の事務事業について課題を洗い出し、「評価(C)」を行い、併せて「改善策(A)」を審議会へ資料として提示する。	事務局が提示する「評価(C)」及び「改善策(A)」に対し、町民の視点から具体的な評価を行い、提言する。
第2回 8月頃	第1回審議会での意見を踏まえ、「改善策(A)」をベースに次年度に向けた「計画案(P)」を作成し、審議会へ提示する。	事務局が作成した「計画案(P)」の内容を精査し、重点施策や行財政改革との整合性を審議する。
第3回 11月頃	新年度予算要求に直結する「計画(P)」を作成し、部局間調整・予算編成資料を作成し審議会へ提示する。 ※ 新規事業についても「計画(P)」を作成すること。	事務局が作成した「計画(P)」を精査し、審議会として最終了解(確定)させる。

※ 「D」実施については、事務事業の「実施」となります。